



成人式企画実行委員の皆さん

平成24年
1月9日(祝)

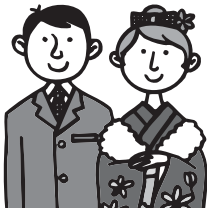
受け付けは午前10時15分から

エコルマホール

平成3年4月2日から平成4年4月1日生まれまでの方を対象に、成人式を開催します。案内状が届いていない方は、ご連絡ください。新成人で企画実行委員会を立ち上げ、一生に一度の成人式を思い出に残るものにするために会議を重ねていますので、ぜひご参加ください。
〔問い合わせ〕児童青少年課児童青少年係

成人式に参加ください
がんばろう！平成生まれ三代目
未来を創れ狛江新成人！

式典
午前11時～11時30分
アトラクション
午前11時30分～午後2時30分



はじめまして。平成24年狛江市成人式企画実行委員会代表の高木翔平（写真前列右から2番目）です。20歳になると私たちは成人と呼ばれるようになります。この言葉のとおり「人として成っている」という前提で社会と関わっていくしなければなりません。そんな大人への第一歩を笑顔で迎えられるよう、私たち成人式企画実行委員はスタートラインを引いている最中です。一生で一度の成人式で、今まで支えてくださった方々へ感謝の気持ちを持ちながら、皆さん一緒にお祝いし、大人への門出を迎えましょう。
ぜひ、1月9日(祝)、エコルマホールに来てください。

受験生チャレンジ支援

貸付事業貸付金

一定所得以下の世帯の子どもを対象に学習塾等の費用または高校・大学等の受験費用の貸し付けを行っています。なお、貸付対象となる学校へ入学した場合、申請により返済が免除されます。
〔対象〕次の全てに該当し、貸付審査において対象者であると判断された方
▽世帯の生計中心者（20歳以上）であること
▽課税所得または総収入金額が一定基準以下であること
▽預貯金等資産の保有額が600万円以下（世帯）であること

所得制限基準額表	
扶養人数	総収入（年間）
1人	260万円以下
2人	320万円以下
3人	380万円以下

※1人増えるごとに60万円加算します。賃貸物件に住んでいる方は、年額上限84万円（月額上限7万円）を限度に、家賃支払額を総収入額から減額できます。

貸付資金の内容

貸付資金	貸付限度額
学習塾等受講料貸付金（※1）	20万円
受験料貸付金（※2）	〔中学校3年生〕 5万400円 〔高校3年生等〕 10万5,000円

（※1）1人の子どもに対して、同一年度内に限り限度額まで複数回申し込みが可能。
（※2）1人の子どもに対して、申し込みは1回のみ。

を行った年度末の翌日から6カ月以内
〔返済期間〕据置期間経過後5年以内
〔申し込み・問い合わせ〕平成24年2月10日(金)までに、狛江市社会福祉協議会 ☎（3488）0294へ。

狛江消防少年団 大臣賞受賞

地域と歩んだ35年

11月28日(月)、狛江消防少年団（三宅豊団長）が、「平成23年度社会貢献青少年表彰（内閣府特命担当大臣表彰）」を受賞しました。

狛江消防少年団は昭和51年、全国に先駆けて発団しました。長年にわたり続いてきた伝統や地域の方々との協力体制、また、規律訓練や夏期合宿、各種行事とおして培った地域に根差す活動が評価され、今回の受賞となりました。

今後も、同年代の地域の防災リーダーとして、防火防災訓練やボランティア活動に取り組んでいきます。

〔問い合わせ〕狛江消防署 ☎（3480）0119

古民家園の元日開園

〔日時〕平成24年1月1日(祝)
午前9時30分～午後4時30分



むいから民家園で、元日のひとときを楽しく過ごしてみませんか。主屋にはすぐろく・投扇興など、庭には羽根つき・こま・竹とんぼ・けん玉などを用意しています。

※午前11時30分ごろから、岩戸ばやし保存会の皆さんによる「お囃子・獅子舞」で新年を祝います。

〔問い合わせ〕むいから民家園 ☎（3489）8981（水・木曜日は休園）

「狛江市暮らしの便利帳」を

発行しました

市と㈱サイネックスとの連携による「狛江市暮らしの便利帳」が完成しました。
施設案内、各種手続き、行政情報に加え、市にゆかりのある著名人からのメッセージ、市を代表するイベント、いこいスポット、友好都市などの紹介などをはじめ、さらに「音楽の街・狛江」や「絵手紙発祥の地・狛江」の情報なども掲載しています。
12月中旬から各家庭に配布を行っていますが、12月20日(火)までに届かない場合には、連絡をいただければお届けします。
〔問い合わせ〕政策室広報広聴担当



平成23年度 技能・農業功労者を表彰

平成23年度狛江市技能・農業功労者表彰式を11月23日(祝)に市役所で行い、次の方々を表彰しました。

■技能功労者

〔対象〕永年市内で技能の研さんに励み、他の技能者の模範と認められる方
(写真右から)

- ▽青柳清次郎さん(駒井町三丁目在住・建築技能)
- ▽池田義春さん(東和泉一丁目在住・建築技能)
- ▽知見孝一さん(岩戸南四丁目在住・建築技能)
- ▽依田美智子さん(東野川三丁目在住・服飾技能)
- ▽筒井康生さん(東野川三丁目在住・精密機械技能)
- ▽小谷野一徳さん(東和泉二丁目在住・造園技能)



■農業功労者

〔対象〕永年市内で農業に従事され、他の農業従事者の模範と認められる方
▽富永和身さん(西野川二丁目在住)

〔問い合わせ〕政策室秘書担当

平成24年度 市職員募集

平成24年度中における職員の欠員補充のため採用資格試験を実施します。

〔職種等〕下表参照

〔実施要項・申込書配布期間〕

12月27日(火)まで職員課で配布します※市ホームページからもダウンロードできます。

〔第一次試験日〕

平成24年1月21日(土)

※受験資格、申込方法など、詳細は実施要項をご覧ください。

〔申し込み・問い合わせ〕

12月27日(火)(必着 までに、持参または郵送(特定記録)で職員課へ。

■職種・受験資格等

職 種	学歴区分	受験資格等	募集人員
一般事務	大学	昭和61年4月2日以降生まれの方	若干名
一般技術(建築)	大学	昭和40年4月2日以降生まれの方で建築士(1級または2級)または建築設備士の資格を有する方	1人
一般事務(身体障がい者対象)	大学短大高校	昭和40年4月2日以降生まれの方 ※身体障害者手帳の交付を受けている方	若干名
保育士	—	昭和56年4月2日以降生まれの方で保育士の資格を有する方 ※平成24年3月卒業見込みの方を含みます。	1人
管理栄養士	—	昭和56年4月2日以降生まれの方で管理栄養士の資格を有する方	1人

平成24年度 嘱託職員募集

〔職種〕

保健師
〔対象〕心身共に健康な65歳未満の方で、保健師の資格を有する方

〔募集人員〕

1人

〔任用期間〕

平成24年4月1日～平成25年3月31日※必要に応じて任用期間を更新する場合あり

〔勤務時間等〕

週5日(月)～金曜日、午前8時30分～午後5時

〔報酬月額〕

29万500円(予定)

〔勤務場所〕

市役所

〔面接試験日〕

1月12日(木)(予定)

〔申し込み・問い合わせ〕

12月27日(火)(必着 までに、市販の履歴書に写真を添付したものおよび資格証明書の写しを持参、または郵送(特定記録)で職員課へ。

落葉・剪定枝堆肥の放射能検査

東京都は、都内の29市区町村の農家で生産した落葉・剪定枝堆肥の129検体(市内3検体)について放射能検査を実施しました。そのうち、市内の1検体を含む10区市の13検体で放射性セシウムが暫定許容値(400ベクレル/kg)を上回ったため、該当の堆肥を生産した農家に対して、

使用の自粛と廃棄を要請しました。該当の堆肥は、落葉・剪定枝等が主な原料で、農家での自給用として生産されており、一般への流通、市内農地への使用はありません。

今後とも東京都は、関係機関と連携し、農産物や堆肥の放射能検査を継続していく予定です。また、平成23年度の落葉・剪定

枝を原料とした堆肥の生産および使用を見合わせる通知を農家へ周知します。

なお、東京都とJ-A東京中央会で構成されている対策会議で6月・8月・10月に実施した市内農産物の検査では、放射性ヨウ素および放射性セシウムとも「検出限界値未満」という結果が出ています。
〔問い合わせ〕地域活性化課地域振興係



—その213—

伝染病と平和病院

明治30年、村内に赤痢が蔓延したとき、急遽隔離病舎(避病院)を龍光寺原(現在の一中付近)に建て、伝染病の疑いのある患者は直ちに収容され、「院長」と呼ばれた住み込みの人が介護や食事の世話をした。

昭和14年頃には府中に保健所ができたこともあって、黒塗りの乗用車で小平にある昭和病院に運んだこともあったが、一旦伝染病が発生すると隔離以外どうしようもないのが実情だった。

太平洋戦争後、一時多摩川病院に運んだこともあったが、その後大蔵病院と契約し、伝染病対策として五床を確保していた。

ところが昭和27年頃、大蔵病院が国から地方に委譲されるという話が出て、次の手立てを考

えなくてはならなくなった。

ちょうどその頃、狛江町、神代村、調布町、多摩村、府中町、西府村の六町村で「北多摩郡平和病院組合」を設立しようという話があったので、それにした

が。昭和28年3月に組合を設立した。その頃は伝染病患者が多く昭和28年度一年間で町内の患者は赤痢4人、猩紅熱3人、日本脳炎1人の合計8人もいた。

そのとき平和病院組合が選定した場所は慈恵医科大学第三病院の敷地内で、患者をそこに収容し、治療も同病院に委託するということであつた。

それに対して近くの住民から

反対運動が起こり、昭和28年12月14日の狛江町議会では16人の議員が退席する中、病院組合脱退が可決された。

しかしそのとき組合はすでに成立し、補助金も出る段階になっていたため狛江町の脱退は無効ということになり、平和病院設立の動きは進んでいった。

そして昭和29年11月に病院は完成し、12月から診療を始めた。ベッド数30床、院長は慈恵医科大学第三病院長が兼務、医師も看護婦も慈恵医科大学第三病院から出向して患者の治療にあたることになった。

もめていた狛江町と組合側の紛争についても、昭和31年3月に東京都の斡旋があつて、都道から病院までの道路の拡幅工事は組合側が補助金を出すこと、病院を中心に半径1キロメートル以内で発生した伝染病患者については、治療代を無料にする

ことなどでやつと解決した。

開院した昭和29年から47年までの19年間に収容された狛江町民は合計で562人、病名では1位赤痢(疫病)263人、2位猩紅熱243人、3位ジフテリア34人、4位日本脳炎10人、5位腸チブス8人、6位パラチ

フス4人と続く。

その後、昭和57年4月30日には土地を慈恵医科大学第三病院に返還することになり、またこの頃になると患者数も減少してきたので病院は閉鎖された。

閉鎖後も一時期慈恵医科大学第三病院や立川地区共立病院組合に委託している時期もあつた。

井上 孝

(狛江市文化財専門委員)

パブリックコメント結果（概要）の公表

10月15日から28日まで「（仮称）狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例骨子」と「（仮称）狛江市環境美化条例骨子」に対するパブリックコメントを実施しました。今回いただいた主なご意見とそれに対する回答を公表します。

なお、パブリックコメントの回答の詳細は環境管理課で閲覧できる他、市ホームページからもご覧になれます。

〔問い合わせ〕環境管理課環境整備係

■（仮称）狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例骨子に関するパブリックコメント結果（概要）

意 見	回 答
和泉多摩川駅周辺のバーベキューの様子などを見ているとマナーを守らずに自分勝手な時間を楽しんでいる人々もいるようです。ただ、すべて禁止にすれば、それでよいのでしょうか？	多摩川は河川法により国土交通省が管理していますが、同法ではバーベキューや花火などの迷惑行為を規制することができなく、苦慮していました。しかし、近隣住民からは騒音やごみの不法投棄、住宅への不法侵入による排せつ、それに伴う異臭や不眠に悩まされ続けていました。
子どもたちと河原で家族や友人たちとバーベキューできることは本当に貴重だと考えています。子どもたちが思いっきり遊べるということももちろんですが、そのような場でこれから大人になっていく子どもたちへ、さまざまなマナーを教えることもできるのです。	川崎市が実施している有料化によるバーベキュー施設と比較すると、市は現在バーベキューが多く行われている和泉多摩川河川敷から住宅地までの距離が大変近く、また、風向きも多摩川から住宅地に向けて吹いており、バーベキュー・花火の騒音や臭いが届く距離となっています。このことから有料化でバーベキュー施設を設置し、問題の解決を図ることは困難と判断しました。
一部の方はごみを持ち帰るようにしていますが、同じように一部の方はごみを放置しています。本来は、狛江市のごみ袋を購入していただき、入れてもらうようにすればよいのではないかと思います。	また、和泉多摩川河川敷へマナー向上の看板を設置したり、早期的な対応として平成23年 4 月29日より河川敷へ向かう道路の車両通行止めおよびポールを設け、違法駐車対策を行うことで、まずは車で訪れるバーベキュー利用者やバーベキュー機材レンタル業者の減少を図るなど取り組みを行いました。しかしながら、平成23年 4 月29日より大型連休期間の10日間に行った多摩川河川敷バーベキュー利用状況調査で、平成22年 9 月の大型連休に実施した同調査と比較し、駐車車両は減少したものの、利用者は増加するという結果となり、騒音、悪臭、ごみの投棄のマナー向上も見られないことから、バーベキューおよび花火の禁止を条例化するという結論に至りました。
条例で、バーベキュー等の禁止は当面実施されるべきと思います。近隣に迷惑をかけずに楽しんでいる人々に対してはしばらく気の毒ではありますが、市でしかるべき利用条件や設備を整えて一部解放できる場所を設定され、管理徹底できる状況が整えば、早期に多くの人がそれぞれのスタイルで川辺を楽しんでもらえる環境に戻して良いのではと考えます。	ごみの放置については、原則として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第16条において「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規制しています。ごみについては、このような現行の法律によって対応していきます。
ロケット花火などの打ち上げ花火は危険性もあるので禁止すべきですが、手持ち花火や据え置きの花火については禁止にしなくてよいのではないのでしょうか。	バーベキューや花火を禁止する多摩川河川敷環境保全区域について、区域の指定、区域の変更および解除については告示行為で行います。バーベキュー利用者が減少し、河川敷を管理できる状況が整った場合は、区域を減少させていくことも可能です。
もともと禁止行為ではあったと思いますが、花火の禁止に関しては、度を過ぎる違反者が発見されても取り締まりを誰も行わなかったという点が問題でした。これも節度を持って安全に花火を楽しんでいた人には、気の毒な展開となっています。	打ち上げ花火以外の花火についても、河川敷に集まった人々が花火を行うことで、深夜まで騒ぐという行為自体に苦情が寄せられています。そのため、多摩川河川敷環境保全区域内において手持ち花火等を含んだ全ての花火について、禁止とします。
いずれも、指定区域を明確にし、迷惑行為である「騒音」をきちんと取り締まることを目的とした根本解決に向けた条例の中身へと変更した方がよいと思います。	騒音につきましては、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）により規制されており、このような現行の法律によって対応していきます。
今後、占用してない場所で問題が発生することを予測し、後追い対応にならぬよう、市内の河川敷全区域を占用するなど条例区域を設定していただくことを希望します。	河川敷は原則「自由使用」であることから、権利を制限する箇所は最低限の場所であるよう、これまでにバーベキューおよび花火について苦情が多数寄せられた場所を環境保全区域として指定していきたいと考えています。
市が主催または共催する行事、伝統行事の「どんど焼き」、観光協会が共催する「いかだレース」、「花火大会」、宗教行事になるが「灯籠流し」等が抵触しないような文言が必要ではないか。バーベキューと花火に意識が集中しすぎている。大所からの思慮に欠けないよう願う。	また、占用をする与管理権が発生し、それに基づき行為を規制できますが、管理権を持たなくとも、行政区域内で行われる行為について、上位にあたる法律がない場合は、市の条例で規制をかけることは合法です。すでに、他の自治体においても事例があります。
誰が、何時、行うのか。「環境美化条例」のように指導員または監視員の定めが必要ではないか。	バーベキュー等および花火を行うことを認める例外規定については、条例施行規則等で定めていきたいと考えています。
「指導又は勧告を受けた者が、これに従わないときは、2万円以下の罰金に処する」となっているが、刑事罰ではなく地方自治法に定める過料を適用すれば足りるのではないかと思います。	条例施行後は河川敷に指導員を置き、勧告を行うことを予定しています。
制定から施行まで十分な周知期間および方法を取り、市内・市外に向け発信していただきたくお願いします。バーベキュー利用者は市民だけではなく、マスコミ・市ホームページ・インターネットの活用や、現地での広報等、市内外に対して周知をしていきます。	条例案では実効性のある行政罰の過料としました。
罰則規定を定めましたので、十分な周知期間を1年間設定するとともに、マスコミ・市ホームページ・インターネットの活用や、現地での広報等、市内外に対して周知をしていきます。	罰則規定を定めましたので、十分な周知期間を1年間設定するとともに、マスコミ・市ホームページ・インターネットの活用や、現地での広報等、市内外に対して周知をしていきます。

■（仮称）狛江市環境美化条例骨子に関するパブリックコメント結果（概要）

意 見	回 答
美化は「ポイ捨て」のみではない、立看板や犬のふん、空き地などがある。	本条例では「ポイ捨て」と「喫煙」を規制対象としていますが、今後、状況に応じて検討していきます。
重点区域以外の路上での喫煙を次の条件付きで認めること。 （１）携帯灰皿を使用すること。 （２）煙草小売店が店頭を設置する灰皿を使用すること。ただし、人の通行の多い場所または児童の周囲においては喫煙しないこと。 携帯灰皿、店頭灰皿の利用率アップの現状を認識し、マナーを守っている善良な愛煙家に大気の中で紫煙をくゆらせる機会を与えてください。	骨子では市全域の屋外の公共の場所での喫煙禁止としていましたが、条例案では重点区域内での喫煙を禁止とし、市全域での公共の場所では喫煙しないよう努めなければならないとしました。 （１）携帯灰皿使用での喫煙を認めますと、歩行喫煙や煙、臭いの苦情に対応できなくなると考えます。 （２）私有地における適正に管理された灰皿での喫煙は規制しません。なお設置場所については、灰皿の適正配置のお願いにより、喫煙者・非喫煙者の共存を図りたいと考えます。
現在、狛江駅の北口に喫煙所がありますが、周りは煙が充満しています。しかも噴水やバス停が近いので、噴水付近で遊ぶ子どもやバスを待つお年寄りなどにも悪影響があります。 路上喫煙を禁止にした際、喫煙場所を作ってもいいのですが、可能な限り人通りの少ない場所に設置するなど配慮が必要だと思います。	狛江駅北口の喫煙所の設置位置、設備は問題があるのご意見は多数いただいております、見直しの予定です。代替の場所や設備についても可能な限り歩行者に影響の少ないものにしていくよう検討中です。
「重点区域」を設け、「市民等の快適で清潔な生活環境を確保するためまちの美化を特に推進する」とあるが、その中に喫煙可能場所をあえて設置する理由はなぜか。	「重点区域」内での喫煙行為に対して罰則を適用します。しかし、喫煙者而非喫煙者がお互いに気持ちよく共存できるルールも大切であり、喫煙可能場所を設置するべきとの考えからです。
条例ができ、地面にマークがつけられても形骸化しては意味がない。重点地域の徹底した管理を望む。過料のためでなく、きれいな道やきれいな空気を守るために指導員を配備してほしい。	条例制定後から周知活動を実施し、条例施行後は指導員によるパトロールやキャンペーン活動を実施する予定です。
環境美化条例骨子の中の「重点区域の設置」で「自転車等放置禁止区域」をあてるとしていますが、ぜひ学校周辺道路を「重点区域」に入れて、道路に表示を貼ってください。	重点区域以外でも、市民の皆さんの意見を聞きながら、ポスターの掲示等周知・啓発活動を実施する予定です。また、継続観察調査により改善が見られない場合は、重点区域の変更も検討していきます。
路上喫煙全面禁止、禁煙違反者の「罰金」に反対します。	路上喫煙者の多くは公共交通機関と自宅間での歩行喫煙者であり、市の面積から考えると喫煙を我慢できる範囲であるとの考えから、屋外の公共の場所での喫煙を規制対象としました。 罰則無しでは規制の実効性が低くなるとの考えです。罰則があることにより指導の効果も向上すると考えています。条例案では、重点区域内においてポイ捨てを罰金とし、喫煙については過料としました。

毎月第2火曜日を「こま丼デー」とし、市役所食堂でこま丼（野菜丼）を販売しています。

行政けいごばん

● 12 月の夜間・日曜納税窓口の税の納め忘れはありませんか？

▽夜間納税窓口

〔日時〕22 日(木)午後 8 時まで

▽日曜納税窓口

〔日時〕25 日(日)午前 8 時 30 分～午後 5 時

なお、平成 23 年度固定資産税・都市計画税（第 3 期分）および平成 23 年度国民健康保険税（第 6 期分）は 26 日(月)までに納めてください。

※口座振替をご活用ください。

〔会場・問い合わせ〕納税課

● **ごみ半減推進審議会委員募集**

一般廃棄物の発生抑制・減量・再利用の促進・適正な処理に関する事項を審議します。

〔対象〕20 歳以上の市内在住の方

〔募集人員〕12 人以内

〔任期〕平成 24 年 2 月～平成 26 年 2 月

〔会議〕平日午後（6 回開催）

〔申し込み・問い合わせ〕平成 24 年 1 月 5 日(木)（必着）までに住所・氏名・年齢・職業・電話番号、および小論文「ごみの減量やりサイクルについての考え

方」（様式自由）を 800 字以内にまとめ、清掃課（ビン・缶リサイクルセンター）へ。

● **国民健康保険医療費通知を送付します**

医療費通知を 12 月下旬に送付

します。この通知は国民健康保険加入世帯 1 カ月の医療費をお知らせすることにより、健康に

対する意識や、国民健康保険制度に対する認識を深めていただくために送付するものです。

対象は、9 月に国民健康保険証を使って診療を受けた方と、柔道整復師（接骨師）の施術を受けた方の一部です。

通知する医療費の額は、診療に要した医療費の総額です。保険診療対象外のもの、差額室料（ベッド代）などを含んだ支払額ではありません。

※この通知書は、受診された医療費のお知らせです。受け取ったことにより、特に手続きをしていただくものではありません。

〔問い合わせ〕健康支援課保険年金係

● **（仮称）狛江市墓地等の経営の許可等に関する条例（案）の市民説明会**

〔日時〕12 月 26 日(月)午後 7 時から

〔会場〕502・503 会議室
〔問い合わせ〕環境管理課環境整備係

● **源泉徴収票を送付します**

日本年金機構では、平成 23 年 1 月から 12 月までに「老齢年金」を受け取られている方に、平成 24 年 1 月中に源泉徴収票を送付します。

老齢年金など、老齢（退職）を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税

の課税対象となり、老齢年金の額が 108 万円以上（65 歳以上の方は 158 万円以上）の方に

ついては、所得税を源泉徴収することになっています。

源泉徴収票は、税務署で所得税の確定申告をするときに添付する必要があります。紛失された場合は再交付ができますので、

近くの年金事務所やねんきんダイヤル ☎0570（05）1165 へお問い合わせください。

〔問い合わせ〕府中年金事務所 ☎042（361）1011

● **付加保険料の納付をご利用ください**

国民年金保険料を納められた期間（厚生年金等の加入期間を含む）と国民年金保険料の納付を免除された期間が 25 年（30 月）以上ある方は、65 歳から老齢基礎年金が支給されます。

年金を少しでも多く受給されたい方は、国民年金保険料と併せて付加保険料（月額 400 円）を納付すると老齢基礎年金に付

加年金が加算されます。ただし、国民年金基金に加入中の方は、納付できません。

付加保険料の納付を希望する方は、申出書の提出が必要となりますので、健康支援課保険年金係で手続きをしてください。

〔問い合わせ〕府中年金事務所 ☎042（361）1011

● **にせ税理士・税理士法人にご注意ください**

無資格者が税務相談、税務書類作成、税務代理をすることは法律で禁じられています。依頼者に不測の損害を与える恐れも

あるため、十分ご注意ください。

税理士は税理士証票を携帯し、税理士バッジを付けています。

詳細は、ホームページ（<http://www.tokyozeirishikai.or.jp>）をご覧ください。

〔問い合わせ〕東京税理士会 ☎（3356）4461

審議会等の公開

● **第 8 回狛江市市民参加と市民協働に関する審議会**

〔日時〕12 月 22 日(木)午後 7 時から

〔会場〕4 階特別会議室

〔案件〕市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の改正について、他

〔問い合わせ〕政策室協働調整担当

● **第 7 回社会教育委員の会議**

〔日時〕12 月 21 日(水)午後 6 時から

〔会場〕304 会議室

〔案件〕各分科会について、他
〔問い合わせ〕社会教育課社会教育係

● **第 3 回文化財専門委員の会議**

〔日時〕12 月 16 日(金)午後 6 時から

〔会場〕504 会議室

〔問い合わせ〕社会教育課文化財担当

寄 附

〔絵本 6 冊〕黒坂暮子さん（西和泉二丁目）
〔問い合わせ〕財政課

健康と衛生

健康診査

Health

■ 1 歳 6 カ月児健康診査

〔日時〕平成 24 年 1 月 16 日(月)受付時間は午後 1 時～1 時 30 分

〔対象〕平成 22 年 6 月生まれの幼児〔持ち物〕母子健康手帳・問診票・保険証・現在使っている幼児の歯ブラシ※対象者には個別に問診票を送付しています。

〔会場・問い合わせ〕健康支援課健康推進係（あいとびあセンター）☎（3488）1181

■ 3 歳児健康診査

〔日時〕平成 24 年 1 月 12 日(木)受付時間は午後 1 時～1 時 30 分

〔対象〕平成 20 年 12 月生まれの幼児〔持ち物〕母子健康手帳・問診票・目と耳のアンケート・尿・保険証※対象者には個別に問診票を送付しています。

〔会場・問い合わせ〕健康支援課健康推進係（あいとびあセンター）☎（3488）1181

■ 妊婦歯科健診

〔日時〕平成 24 年 1 月 20 日(金)受け付けは午後 1 時から（3 時 30 分終了予定）〔対象〕妊娠中の方※妊娠中期にお受けください

〔定員〕20 人〔内容〕歯科健診・ブラッシング指導〔持ち物〕母子健康手帳・歯ブラシ・コップ・

手鏡・筆記用具
〔会場・申し込み・問い合わせ〕健康支援課健康推進係（あいとびあセンター）☎（3488）1181 へ。

教室

Health

■ むし歯予防教室

〔日程・対象〕▽1 歳児から 1 歳 6 カ月児までの保護者 平成 24 年 1 月 18 日(木)▽1 歳 7 カ月児から 2 歳児の保護者 平成 24 年 1 月 19 日(木)〔時間〕午前 10 時～11 時〔定員〕各 15 人〔持ち物〕母子健康手帳・黒ボールペン・現在使っている幼児の歯ブラシ

〔会場・申し込み・問い合わせ〕健康支援課健康推進係（あいとびあセンター）☎（3488）1181 へ。

■ 育児学級

生後 5・6 カ月ごろの乳児の離乳食について勉強します。受講中は民生・児童委員の協力により乳児をお預かりします。

〔日時〕平成 24 年 1 月 20 日(金)受付時間は午後 1 時～1 時 20 分（3 時終了予定）〔対象〕第一子目の保護者〔定員〕20 人〔持ち物〕母子健康手帳・筆記用具・バスタオル・乳児の飲み物など

〔会場・申し込み・問い合わせ〕健康支援課健康推進係（あいと

びあセンター）☎（3488）1181 へ。

■ 1 月の介護予防普及啓発事業

▽健美操〔日程〕11 日(水)〔講師〕棚島和佳恵さん

▽体をケアしてバランスを整える・やさしいヨガ〔日程〕16 日(月)〔講師〕中田三華さん

▽認知症予防のための音楽療法〔日程〕23 日(月)〔講師〕野田千恵子さん

各日〔時間〕午後 1 時 30 分～3 時〔定員〕先着 20 人※水分を各自準備し、運動の際は動きやすい服装・上履きで。

〔会場・申し込み・問い合わせ〕こまえ苑 ☎（3489）2422 へ。

健康相談

Health

■ フロアー健康相談

自分や家族の健康のことなど気軽に相談ください。

〔日時〕12 月 16 日(金)午前 9 時 30 分～11 時 30 分

〔会場・問い合わせ〕健康支援課健康推進係（あいとびあセンター）☎（3488）1181

■ 育児相談～子どもの身長、体重も測れます～

保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士等が相談に応じます。

〔日時〕12 月 21 日(水)午前 9 時 30 分～11 時 30 分〔持ち物〕母子健康手帳

〔会場・問い合わせ〕健康支援課健康推進係（あいとびあセンター）☎（3488）1181

平成
24 年度

償却資産の申告

土地・家屋以外で事業（工
場・事務所・店舗・アパート・
駐車場等）の用に供すること
ができる償却資産の所有者は、
毎年 1 月 1 日現在所有する償
却資産を法人・個人を問わず
申告することになっています。
申告用紙を送付しますので、
初めて申告する方はご連絡く
ださい。

▽償却資産とは

工場や商店・アパート等を
経営している方が所有する事
業用資産で、法人税または所
得税で減価償却の対象となる
資産です。
〔提出先・問い合わせ〕平成
24 年 1 月 31 日（火）までに課税課
へ。

■償却資産の例示

資産の種類	課 税 客 体
構築物	門、塀、舗装路面、煙突、ネオン、内装、 外装、庭園、そのほか土地に定着する土木 設備等
機械および 装置	旋盤、ボール盤、プレス機、モーター、ポ ンプ、科学機械、コンペアー、医療機械、 そのほか物品の製造・加工等に使用する機 械および装置等
船舶	ボート、釣り船、貨物船等
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車両および 運搬具	フォークリフト、構内運搬車、自転車、大 型特殊自動車、ロードローラー、ブルドー ザー、パワーショベル、タイヤローラー等 （ただし、自動車税、軽自動車税が課税さ れるものは除く）
工具・器具 および備品	机、椅子、計算機、測定工具、検定工具、 応接セット、陳列ケース、ロッカー、医療 用機器、理容・美容機器、金庫、タイプラ イター、自動販売機、冷蔵庫、テレビ、ク ーラー、そのほか各種工具および備品等

※アパートや駐車場などを経営されている場合、土地・
家屋以外の資産（エアコン、外溝、塀、アスファルト
舗装、砂利敷、フェンス等）が、償却資産に該当しま
す。

ひとり親家庭等医療証（親医療証） を送付します

平成 24 年 1 月 1 日からの新し
い親医療証は、12 月下旬に送付
します。

1 月 1 日以降に診療を受ける
ときは、必ず新しい親医療証と
健康保険証を一緒に医療機関の
窓口へ提出してください。

有効期間の過ぎた親医療証は
使用できませんので、ご自身で
破棄するか、子育て支援課へお
返しください（郵送可）。

〔交付される方〕有効期間が 12
月 31 日までの親医療証をお持ち
で、平成 22 年中の所得が別表の
所得制限基準額未満の方です。
ただし、現況届が未提出の方は、
提出後の交付になります。

ひとり親家庭等医療費 助成制度とは

18 歳に達した年度末までの児
童（児童に一定の障がいがある
場合は 20 歳到達前まで）が、次
の受給要件のいずれかに該当す
るとき、その児童と父または母

または養育者（父母以外の者が
養育しているとき）の医療費の
自己負担分の一部を助成します。
※市内に住所を有し、健康保険
に加入しており、平成 22 年中の
世帯の所得が下表の所得制限基
準額未満であることが必要です。

また、単身の異性が同居所地
に居住している場合（単身の異
性が、直系血族および兄弟姉妹
等扶養義務者にあたる場合を除
く）や、離婚は成立したが、元
配偶者が同居所地に居住してい
る場合は、ひとり親家庭として

認定できません。

●受給要件

▽父母が離婚した児童
▽父または母が死亡した児童
▽父または母が重度の障がい
を有する児童
▽父または母が生死不明である
児童

▽父または母に 1 年以上遺棄さ
れている児童
▽父または母が法令により 1 年
以上拘禁されている児童
▽母が婚姻によらないで出生し、
父から援助されていない児童

●申請に必要なもの
▽保険証
▽印鑑（朱肉を使用するもの）
▽児童扶養手当証書（交付され
ている方）

▽平成 23 年 1 月 1 日の住所地の
区市町村長が発行した「平成 23
年度住民税課税証明書」（平成 23
年 1 月 2 日以降市内に転入の方
のみ）

■所得制限基準額（8 万円控除後）

扶養者の数	申請者	扶養義務者
0 人	192 万円	236 万円
1 人	230 万円	274 万円
2 人	268 万円	312 万円
3 人	306 万円	350 万円
4 人	344 万円	388 万円

※扶養義務者とは、申請者と同居してい
る直系血族・兄弟姉妹のことです。
雑損・医療費控除・小規模企業共済等
掛金控除・配偶者特別控除額等は所得
から控除できます。

※要件により異なった添付書類
が必要になりますので、詳細は
お問い合わせください。
〔問い合わせ〕子育て支援課手
当助成係

市民葬儀制度を ご利用ください

万が一、家族にご不幸があったとき、遺族にとって葬儀費用は、大きな負
担となります。
市民葬儀制度は、市民の皆さんが葬儀を行う場合に、標準的な葬儀を廉価
で行い、家族の負担を軽減するための制度です。

◆利用できる方

市内で葬儀を執り行う市民

◆料金

左表のとおり（祭壇の仕様
は A・B を選べます）

◆申請場所

市民課（閉庁時は 1 階宿直
室）

◆申請方法

狛江市市民葬儀券交付申請

〔問い合わせ〕市民課

■市民葬儀取扱店

業 者 名	所在地	電話番号
㈱沖田ダイイチ	東和泉 1－10 － 3	0120 (591) 700 (3430) 1700
㈱有山葬儀社	岩戸北 3－1 －10	0120 (512) 612 (5497) 3900
㈲まこと式典 狛江支店	東和泉 1－12 － 6	0120 (789) 246
マイنز農業協 同組合 葬祭センター	府中市白糸台 1－14－14	042 (366) 7000
葬儀のいしかわ 和泉多摩川店	東和泉 3－10 － 3	(3480) 0609

※いずれも 24 時間受け付けています。

■狛江市市民葬儀料金表

	区 分	A	B
祭 壇	金襴 5 段	21万7,350円	
	彫刻 3 段		
	金襴 4 段		
霊柩車	20kmまで	2 万6,480円	
	30kmまで	3 万1,840円	
火葬料	大人	5 万3,100円	
	小人	2 万9,000円	
容器代	大人	1 万1,445円（7 寸） 1 万290円（6 寸）	
	小人	5,040円	

※火葬料は非課税ですが、その他は税込料金です。
※料金表の「小人」とは、満 6 歳未満です。
※祭壇は、祭壇用品、棺および納棺用品、受付用
具、焼香用具、役所手続きを含み、使用日数は 2
日以内です。



飲酒運転を根絶!! TOKYOキャンペーン

12月22日（木）～28日（水）



年末は飲酒する機会の多い
時期です。一人ひとりが意識
して、重大事故につながる飲
酒運転を根絶させましょう。

▽酒を飲んだら絶対に運転は
しない・運転するなら酒を飲
まない
▽酒を飲んだ人には運転させ
ない・同乗しない
▽運転する人には酒を出さな
い・勧めない

〔問い合わせ〕安心安全課

エコルマホール主催公演

好評発売中

未就学児はご遠慮ください※託児サービスあり（有料・2 歳以上・申し込み）

■フレッシュ名曲コンサート～世界が注目するホープ・山田和樹指揮
東京フィルハーモニー交響楽団～
〔日時〕平成24年2月4日(土)午後3時開演



〔出演〕バイオリン：依田真宣
〔チケット〕全席指定 一般3,500円 高校生以下500円(当日、要学生証など)
〔曲目〕ブラームス「交響曲第1番ハ短調」、メンデルスゾーン「ヴァイオリン協奏曲」他

■名手たちの競演～楽しい室内楽！
～エコルマ・アンサンブル Vol. 4

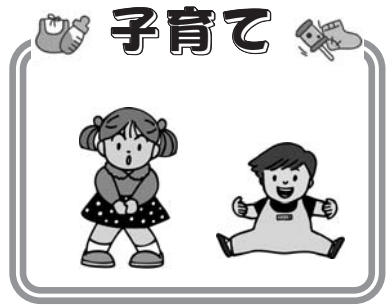


〔日時〕平成24年3月10日(土)午後3時開演
〔出演〕ピアノ：松本和将、高田匡隆(市内在住)、バイオリン：小森谷巧・岩淵さやか(市内在住)、ビオラ：川本嘉子、チェロ：藤森亮一、コントラバス：市川雅典、パーカッション：岩村茜・長屋綾乃
〔チケット〕全席指定 一般3,000円 中学生以下500円(当日、要学生証など)※団体割引(10枚以上で10%引き)あり
〔曲目〕サン＝サーンス「動物の謝肉祭」、モーツァルト「ディヴェルティメント ニ長調K.136」他

エコルマホール窓口でのチケットの取扱いは午前9時から午後7時まで(電話予約でも取り扱っています)。小田急O×狛江店宝くじ売り場でも、チケットを取り扱っています。

<http://www.ecorma-hall.jp/>

狛江市文化振興事業団 ☎ (3430) 4106



子育て

◎和泉児童館
☎ (3480) 1441

■映画会 〔日程〕12月28日(水)
〔時間・内容〕午後2時～4時・名探偵コナン、午後4時～6時・金田一少年の事件簿
〔対象〕小学生
■中高生映画会「らき☆すた」
〔日時〕12月28日(水)午後6時

◎岩戸児童センター
☎ (3489) 5414
■ロッキーンシネマズ 〔日時〕12月16日(金)午後3時～5時

■かるた大会 〔日時〕平成24年1月5日(木)午後4時～5時
〔対象〕小学生～高校生(内容)かるたの勝ち抜き大会※参加賞あり。



～7時〔対象〕中学・高校生
■皆で大縄 〔日時〕毎週水曜日午後3時～3時30分
■伝承遊び週間 〔日程〕平成24年1月5日(木)～7日(土)〔対象〕小学生(内容)こま、羽子板、かるた、ベーゴマで遊びます。

◎子ども家庭支援センター
☎ (5438) 6606

■Daddy's Kitchen パパの作った手料理でランチを楽しみませんか？
〔日時〕平成24年1月14日(土)午前10時30分～午後零時30分〔定員〕8組〔申し込み〕12月19日(月)から

〔対象〕小学生
■スタッフタイム「あやちゃんの日」
12月21日(水)午後3時30分～4時30分〔対象〕小学生(内容)ドイッ生まれのニュースポーツ大会「JSA48」
〔日時〕12月22日(木)午後3時30分～4時45分〔対象〕小学生(内容)制限時間逃げ切ろう。

インフォメーション

催し

■2012 都民芸術フェスティバル「第42回都民寄席」
〔日時〕平成24年2月5日(日)午後2時開演(1時30分開場)〔会場〕西河原公民館〔対象〕市内在住・在学・在勤の方〔定員〕100人※多数抽選〔出演〕春風亭小柳枝さん・林家正蔵さん、他

〔申し込み・問い合わせ〕平成24年1月13日(金)(消印有効)までに、往復はがきに住所・氏名・電話番号・希望人数(1枚2人まで)、在学・在勤の場合は学校名または勤務先を明記の上、地域活性化課市民文化係へ。

募集

■狛江市国際交流協会・狛江市日本語教室「2012年外国人による日本語スピーチ大会」出場者
〔日時〕平成24年3月3日(土)午後5時から〔会場〕西河原公民館〔定員〕15人程度(多数抽選)※市外居住者も出場可。なお、出場者には表彰および記念品を贈呈します。

〔申し込み・問い合わせ〕平成

24年1月31日(火)までに、住所・氏名・国籍・電話番号・日本での滞在年数を明記の上、電話またはファクスで政策室協働調整担当へ。

■上和泉地域センター運営協議会事務職員
〔対象〕市内在住でパソコンを扱えるおおむね45歳までの方(できれば接客経験あり)〔募集人員〕1人〔勤務期間〕平成24年1月1日～12月31日※更新あり〔勤務日時〕月・金曜日午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)〔勤務内容〕地域センター一般事務・図書事務※書類選考および面接(25日(日)予定)あり

〔申し込み・問い合わせ〕12月22日(木)までに、履歴書(写真添付)を持参の上、上和泉地域センター ☎ (3489) 9101 (土・日曜日を除く午前9時～午後5時)へ。

■生活支援員(非常勤)

認知症高齢者、知的・精神障がい者宅を定期的に訪問し、見守り・郵便物確認・日常金銭管理などを行います。希望者は、説明会にご参加ください。
〔説明会〕12月20日(火)午後2時～3時・あいとびあセンター
〔申し込み・問い合わせ〕社会福祉協議会(あんしん狛江) ☎ (3488) 5603へ。

■インスリン自己注射の使用済み注射針回収薬局一覧

協力薬局名	住 所	電話番号	協力薬局名	住 所	電話番号
狛江和泉薬局	和泉本町 1-2-12	(5438) 2481	狛江グリーン薬局	中和泉 5-31-19	(3489) 5750
イズミ薬局	〃 2-17-13	(3488) 7195	たから薬局中和泉店	〃 5-33-35	(3488) 6447
森田薬局	〃 2-25-2	(3489) 3113	テレディア谷田部薬局	東和泉 1-8-10	(3489) 8583
たから薬局狛江店	〃 4-10-2	(5497) 7841	鎌倉ファーマシー狛江薬局	〃 1-18-6	(3488) 7366
さくら三仁堂薬局	〃 4-10-4	(5497) 7621	薬局 和泉	〃 1-29-11	(3489) 7557
狛江市薬剤師会ふれあい薬局	〃 4-10-8	(5497) 0411	サトー薬局東和泉店	〃 1-31-26	(3488) 9901
狛江セントラル薬局	中和泉 1-1-1-1・2F	(3430) 3531	山内薬局	〃 3-6-4	(3480) 1820
サクラ堂薬局	〃 1-4-15-101	(3489) 8585	サンヨー堂薬局	岩戸南 1-3-16	(3489) 9773
大塚薬局	〃 1-8-15	(3489) 7795	大学堂薬局	岩戸北 2-19-21	(3489) 4654
ウエルパーク薬局狛江松原店	〃 2-1-5	(5438) 6695	しんわ薬局	〃 3-14-21-104	(5761) 5755
いとう調剤薬局上和泉店	〃 5-1-20	(3489) 6601	平安堂薬局西野川店	西野川 1-15-5	(3488) 1786
リジョイス薬局狛江店	〃 5-31-16	(5438) 7077	薬局 野川	〃 1-15-19	(3430) 1048

使用済み注射針の回収事業

危険！使用済み注射針は一般ゴミで捨てないで！

使用済み注射針の針刺し事故による感染防止のため、薬局(左表参照)は、インスリン自己注射の使用済み注射針の回収事業を行っています。

〔回収方法〕いつもインスリン注射薬の調剤を受けている薬局で、使用済み注射針の保管容器

(無料)を受け取り、保管容器がいっぱいになったら、同じ薬局へお持ちください。回収した保管容器は狛江市薬剤師会がまとめ、廃棄事業者を通じて、安全に廃棄処分を行います。

〔問い合わせ〕狛江市薬剤師会 ☎ (5497) 2501